

幌延町立学校における働き方改革
アクション・プラン

平成30年7月

幌延町教育委員会

はじめに

現在、学校には、急激に変化する社会情勢の中で、学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒一人一人に対する指導のより一層の充実が求められている。その実現に向けて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが必要となる。

しかし、北海道教育委員会が平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、教員が子どもと向き合う時間を確保するための取組の充実が喫緊の課題とされた。

こうした状況から、幌延町教育委員では、この度、北海道教育委員会が作成した「学校における働き方改革〈北海道アクション・プラン〉」に基づき、「幌延町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、町内各小・中学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することとした。

1. 本プランの性格

- 本プランは、町内の各小・中学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定するものである。
- 本プランについては、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

2. 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

3. 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ◆教育委員会は、幌延町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援を行う。
- ◆教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組みについて適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めるものとする。

(2) 学校の役割

- ◆学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとする。

4. アクション・プランの期間

- 平成30年度から平成32年度の3年間とする。

5. アクション・プランの目標

- 本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定することとする。
 - ① 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をすべての学校でゼロにする。
 - ② 教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針に基づく部活動休養日をすべての部活動で実施する。
 - ③ 変形労働時間制をすべての学校で活用する。
 - ④ 定時退勤日をすべての学校で月2回以上実施する。
 - ⑤ 学校閉庁日をすべての学校で年10日実施する。

6. 推進体制

- 教育長を座長として教育次長、総務学校グループ主幹、社会教育グループ主幹で構成する「働き方改革推進チーム」を設置する。

7. 取り組みの検証

- 教育委員会及び各小・中学校は、道教委が提供する検証結果により、学校現場における取組みの進捗状況を把握し、改善に活用する。

8. 具体的な取組内容

- 教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、優先順位を決めて、次の取組を行う。

(1) 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

◆ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じて特別支援教育支援員、子どもの心サポート相談員、外国語指導助手、学習支援員等の配置及び派遣を進めるとともに、部活動の指導体制については、国や北海道、近隣市町村等の動向を見ながら外部講師の掘り起しや育成に努める。

◆ ICTを活用した授業や授業準備等への支援の充実

教育委員会は、校種に応じて、タブレットPCや校務用PCで使用できる教材や資料等を直接もしくは学校サーバーにインストールするとともに、テレビ会議システムを利用した遠隔事業などの支援を行う。

◆ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを共有し、学校を核として、家庭と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」に向けて、コミュニティスクールの早期導入をすすめる。

- ◆ 校務支援システムの導入効果及び活用方法等の探究
 - システム導入により得られる効果や活用方法に関して、調査・研究をすすめる。
- (2) 部活動に係る負担の軽減
 - ◆ 部活動の休養日等の設定
 - 生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るため、全ての部活動の休養日等の完全実施に向けた取組をすすめる。
 - ①休養日
 - 学期中は平日で1日、土曜または日曜もしくは祝日で1日の週2日
 - 長期休業中は日曜及び学校閉庁日
 - ※休養日に大会への出場、練習試合等がある場合は、他の日に振り替える。
 - ②活動時間
 - 学期中の平日は2～3時間程度
 - 土曜または日曜もしくは祝日及び長期休業中は半日程度
 - ※大会等へ出場する場合や大会前1か月以内の期間は除く
 - ③特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置とする。
- (3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実
 - ◆ ワークライフバランスを意識した働き方の推進
 - 学校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。
 - ◆ 人事評価制度等を活用した意識改革の推進
 - ①校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
 - ②人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。
 - ◆ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定
 - 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり実施する。
 - ①夏期休業期間8月13日から8月15日まで
 - ②冬期休業期間12月29日から1月3日まで
 - なお、服務上の取扱い等については次のとおりとする。
 - ア 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。
 - イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないように留意すること。
 - ウ 年次有給休暇等を希望しない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

◆ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関するガイドライン」が示されていることから、服務監督権者である教育委員会が、具体的な方法を検討し、勤務時間等を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築する。

◆ 事務機能の強化・業務の効率化

各学校において、教員と事務職員との間で業務の割振りを見直し、事務機能の強化と効率化を図る

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

◆ 調査業務等の見直し

- ①学校に送信する書類（データ）を精査し、縮減に努める。
- ②書類（データ）の定時送信に努める。
- ③各団体等からの作品募集などの家庭への配付物について、学校への負担軽減に向けた協力を依頼する。
- ④学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行う。
- ⑤提出物は、提出期間を十分に確保するとともに集中しないように配慮する。

◆ 勤務時間に関する制度の有効活用

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更など、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう促進を図る。

◆ メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図る。